

# すべての人の人権を守るために

## 《「就職差別」の解消をとおして》



### みんなが幸せに生きるために…

私たちには、日本国憲法が保障している「職業選択の自由」があります。これは、すべての人々が、その適正や能力に応じて、自分が希望する職業に就く機会が与えられているという意味です。

しかし、それに関係のないことで、不採用になるといった「就職差別」が行われている現状があり、それを解消するための活動が行われています。

この活動の出発点は、同和地区出身者への「就職差別」でした。この解消に取り組むなかで、他にも様々な問題があることに気付き、その解決に向けて取り組んでいった結果、今では、私たちみんなの人権を守る活動に広がっています。



### 就職差別(差別選考)って、具体的にどんなこと?

下の「14項目」が、どうして就職差別につながるのかを考えていきましょう。

#### 就職差別につながるおそれのある項目

- ①戸籍謄(抄)本の提出
- ②社用紙(事業所独自の履歴書や身上書)の使用
- ③身元(家庭)調査
- ④家族の職業、家族の続柄、家族の健康
- ⑤家族の地位、学歴、収入
- ⑥家族の資産
- ⑦住居状況(部屋数、間取り)
- ⑧宗教
- ⑨支持政党
- ⑩生活信条
- ⑪尊敬する人物
- ⑫思想
- ⑬本籍、生まれ育った場所、自宅までの道順
- ⑭生活環境に関する作文(生いたち、私の家族、父・母を語るなど)



愛媛県高等学校等進路保障連絡協議会(以下「連絡協議会」)では、「就職差別につながるおそれのある項目(以下「14項目」)」として、上の「14項目」をあげています。

## 提出書類について…

### 戸籍謄(抄)本



採用選考のとき、  
「戸籍謄(抄)本」を提出する  
必要はあるの？



「戸籍謄(抄)本」には、子どもが、いつ、どこで、だれから生まれたのかなど、本籍や詳しい家族関係などが書いてあります。子どもは、生まれる地域や両親を選ぶことはできません。

また「あの地域で生まれたのだからこうだ！」とか「親がこうだから子どももこうだ！」という考え方は偏見に満ちた考え方で、差別につながります。



### 健康診断書・健康診断



採用選考のとき、「健康診断書」を  
提出したり、「健康診断」を受けたり  
しなければならないの？



「健康診断書」や「健康診断」では、健康状態や既往歴、それに関する自覚症状等を書きます。

これは個人の生育歴を知る手がかりになり、プライバシーの侵害につながるおそれがあります。これらは、子どもの仕事に関する能力、適性及び意欲には関係ありません。

ですから、就職が決まったとき（内定したとき）に提出（実施）することになっています。

（※健康状態が仕事の遂行に大きくかかわるような特定業種は除く）



## 応募用紙・面接について…



厚生労働省では、高校の新規卒業予定者は、社用紙ではなく、「**全国高等学校統一用紙**（以下「統一用紙」）」を使用することと定めています。（1999（平成11）年労働省告示第141号）なぜだと思いますか？



### 「全国高等学校統一用紙」＜P6参照＞

当時の労働省、文部省、全国高等学校長協会が協議して、新規高卒者の応募用紙として作成したものです。1973（昭和48）年度から全国的に使用されるようになりました。

## Question (クエスチョン) 1

「社用紙や面接」で、次のようなことを尋ねられることは、就職差別につながるのでしょうか？



あなたは、何人家族ですか？  
どんな家族構成ですか？  
家族は、どんな仕事をしていますか？

家族の健康は？

家族の学歴は？

家族の収入は？

家族の資産は？

住んでいる家は？



採用選考は、子どもの仕事への適性を見ることです。家族の状況や職業、資産などではありません。「家族があの仕事をしているから…」とか「家族に資産がある（ない）から…」ということで、仕事への能力や適性などを判断することは公正・公平ではなく、予断と偏見に満ちたものとなります。

また、このことは身元調査につながり、プライバシーを侵害することにもつながります。

## Question (クエスチョン) 2 次のような場合はどうでしょうか？



子どもは、幸せに生きるために憲法でいろいろな自由を保障されています。ですから、このことで仕事への適性や意欲を判断することはまちがっています。(以下参照)



憲法19条「思想及び良心の自由」

憲法20条「信教の自由」

憲法21条「集会、結社及び言論、出版、その他一切の表現の自由」

## Question (クエスチョン) 3 次のような場合はどうでしょうか？



出身地（本籍）や生まれ育ったところ、自宅のある場所などは、子どもの責任によるものではありません。

また、仕事への適性とは関係ありません。

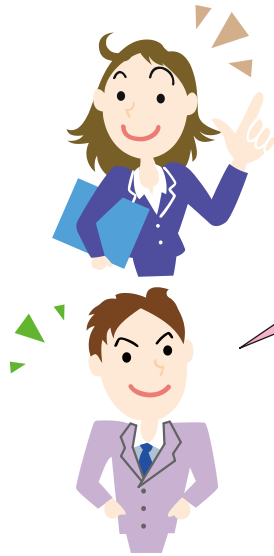
このことを尋ねるということは、特定の地域（同和地区等）出身者を排除（差別）しようとする意図がうかがわれます。



生活環境（生き立ちや家族など）に関する作文を書かせることは、これまでの質問項目を調査することになります。

## 就職差別をなくすために…

### 全国的な取組



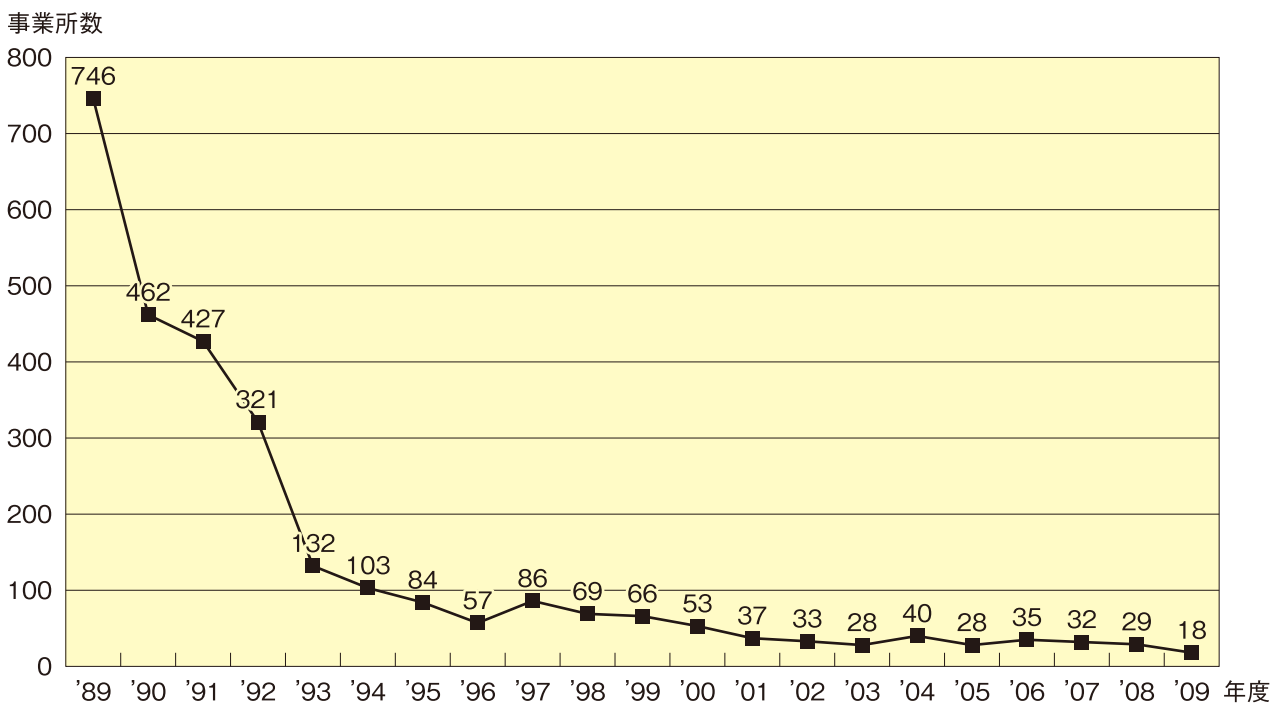
「統一用紙」は、一般の採用に使用する履歴書として、1974（昭和49）年7月に日本工業（JIS）規格として定められました。（以後4回改定）

職業安定法では、求職者等の個人情報について、1999（平成11）年の改定で、第5条の4に「その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない」と明記しました。

### 面接試験について（愛媛県の取組）

連絡協議会では、県内のすべての高等学校等や愛媛県人権教育協議会、公共職業安定所と連携し、高校生の就職選考時における差別撤廃に向けての取組を進めています。その中で、面接試験時における「14項目」の実態を明らかにするために、1989（平成元）年度より実態調査を行ってきました。その結果、不適切な質問を行った県内、県外の事業所数は、1989（平成元）年度には746社ありましたが、徐々に減少し、2009（平成21）年度は18社になっています。

### 「14項目」抵触事業所数



（出典 「愛媛県高等学校等進路保障連絡協議会調査報告書」）

また、高等学校等では、差別につながるおそれのある質問等に対しては、次のように指導しています。

## 答えない・書かない・提出しない

そして、不適切な質問をした事業所に対しては、学校と連携して公共職業安定所や労働局が指導を行っています。

### ■現在使用している全国高等学校統一用紙（2005〔平成17〕年より使用）

履 歴 書		(応募書類 その1)	
平成 年 月 日現在		取得年月	
写真をはる位置 (30×40mm)		資格等の名称	
ふりがな	性別	資 格 等	
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	趣 味 ・ 特 技	校 内 外 の 諸 活 動
ふりがな			
現住所		志 望 の 動 機	
ふりがな			
連絡先		備 考	
ふりがな			
<small>(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)</small>			
学 歴 ・ 職 歴	平成 年 月	高等学校入学	
	平成 年 月		
	平成 年 月		
	平成 年 月		
	平成 年 月		
	平成 年 月		
<small>(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)</small>			
<small>全国高等学校統一用紙 (文部科学省、厚生労働省、全国高等学校校長協会の協議により平成17年度改定)</small>			



## すべての人の人権を守るために

就職の出発点となる採用選考時に差別をなくすことは、私たちの人権を守ることに繋がります。私たちみんなが幸せに生きていくために何ができるか考えてみましょう。

就職差別の解消は、  
私たちの人権を守り、  
私たちの幸せにつながります。